

栃木県マーチングコンテスト実施規定

平成30年 4月 1日

大会の基本理念

この大会は「コンサートバンドがそのまま演奏しながらパレードをしよう」という一貫したコンセプトのもとに開催されており、過度な演出や華美な服装を求めてはいません。

多くのバンドにコンサート活動とともにマーチング活動も気軽に取り組んでいただきたいと願っております。

(総 則)

第1条 この大会は「栃木県マーチングコンテスト」という。

第2条 栃木県マーチングコンテストは、栃木県吹奏楽連盟加盟団体のうち、参加申し込みをした吹奏楽団体が参加して毎年8月に実施する。

第3条 実施会場・日時などの必要事項については、栃木県吹奏楽連盟常任理事会（以下、常任理事会という）で定める。

- 2 常任理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催要項を決定する。

(実施区分 および 部門・参加資格)

第4条 実施区分は「小学校の部」「中学校の部」「高等学校以上の部」の3部制とする。

第5条 部門は「A部門」「B部門」の2部門とする。

- 2 小学校の部においては「B部門」のみとする。

第6条 参加資格は、全日吹奏楽連盟（以下、全日吹連という）に加盟し、東関東吹奏楽連盟傘下の各県連盟に属する団体で、次の通りとする。

- ①小学校 構成メンバーは、同一小学校に在籍する児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。
- ②中学校 構成メンバーは、同一中学校に在籍する生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める）なお、「B部門」においては、複数の中学校による合同バンドを認める。
- ③高等学校 構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内中学校生徒および小学校児童の参加は認める）なお、「B部門」においては、複数の高等学校による合同バンドを認める。
- ④大学 構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。
- ⑤職場・一般 団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、出演者が二つ以上の団体に重複して出演はできない。また、職業演奏家の参加は認めない。

- 2 マーチングコンテストB部門に出演した団体は、他の部門に出演する事はできない。

(演奏 ・ 演技)

<A部門>

- 第7条** 参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャー、指揮者はこの人数に含めない。なお、規定課題の実施中、原則としてドラムメイジャーは隊列の先頭に位置し、指揮を行うこと。また、ドラムメイジャーは1名とする。
- 第8条** 参加団体は、全日吹連がその年度ごとに定めた規定課題を演技しなければならない。なお、違反が認められた場合は常任理事会で検討し、厳重注意・減点等のペナルティを科す場合がある。
- 第9条** 編成は、木管楽器・金管楽器および打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用は認めない。
- 2 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。
 - 3 その他詳細については、全日吹連が定めた規定課題の「2. 手具・大道具・使用楽器・指揮者」の項に準ずる。
- 第10条** 出演時間は6分以内とする。
- 2 出演時間とは、演奏（合唱等を含む）または演技開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は審査の対象としない。計時開始のタイミングは、出演団体が30mのラインの中に入りフォーメーションを整えた後、演奏開始、または奏者の誰かが動き始めたら演技開始とみなし計時を開始する。（ただしドラムメイジャーの動きは除く）
 - 3 出演時間の開始と終了は本部係員が判定する。
 - 4 演奏前の待機から演奏開始までの時間および演奏後の退場については計時を行わないが、スムーズな進行に協力いただきたい。ただし、事故の無いよう落ち着いて移動すること。
- 第11条** 演奏曲目は自由とする。
- 第12条** 服装は自由とする。

<B部門>

- 第13条** 時間規定のみA部門に準ずるが、その他は一切の制約を受けないものとする。

(著作権)

- 第14条** 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。
- (注)
- 1) 作曲者の死後（没後）およそ50年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
 - 2) 編曲の許諾は、日本著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。
 - 3) 出版楽譜であっても、日本国内で演奏許諾がないものがある。

(演奏に関する諸権利)

第15条 マーチングコンテスト出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は栃木県吹奏楽連盟に帰属し、東関東吹奏楽連盟がこれを利用することについてマーチングコンテスト出演者は何らの異議を述べることができない。

- ① ラジオ，テレビ等の放送をすること。
 - ② 利用の目的を問わず，録音・撮影をすること。
 - ③ DVD・CD等制作のための撮影・録音，および複製販売をすること。
 - ④ 写真を撮影し，その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※ 参加申込書を提出した時点で，上記内容を承諾したものとみなす。

(審査・表彰)

第16条 審査員は常任理事会で選出し，理事長が委嘱する。

- 2 審査員の数は3名とする。
- 3 審査員公表後は，該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また，審査員への金品等の贈与は禁止する。
上記に違反したことが発覚した場合，または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は，小学校，中学校，高等学校以上の部においてはその年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。
- 4 審査の方法は，別に定める審査内規による。
- 5 審査員の委嘱後，審査員各個人の理由により，審査員総数の3分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ，補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第17条 表彰は，部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

- 2 演技時間を超過した時は失格とし，審査の対象としないが，参加賞を与える事ができる。
- 3 出演開始時刻に間に合わなかった団体は，原則失格として審査の対象としない。

(県代表の決定)

第18条 金賞団体の中で，参加申込書にて「上部大会に出場可」とした団体より東関東吹連より示された団体数を，栃木県代表として東関東マーチングコンテストに推薦・報告する。

- 2 東関東マーチングコンテストに要する費用は出演団体の負担とする。

(その他)

第19条 栃木県マーチングコンテスト実施にあたって常任理事会が必要と認めた場合は，共催・後援および協賛団体を持つことができる。

第20条 栃木県マーチングコンテスト実行委員は，その年ごとに選出する。

第21条 栃木県マーチングコンテスト実施に関して，本規定以外に必要と認めた基準については，全日吹連から示されるところによる。

第22条 本規定に関する内規及び実施細目等は，常任理事会がこれを定める。

第23条 緊急の事態が生じた場合は大会本部で協議し決定する。

第24条 この規定は、常任理事会の議決により改定する事ができる。

第25条 (付則)
この規定は、平成28年4月1日より施行する。
この規定は、平成30年4月1日より施行する。